

質問書に対する回答

	資料	頁	質 問 内 容	回 答
1	実施要領	3	3.事業者の行う業務範囲 (6)既設設備のリサイクル・廃棄処分 P C B 含有機材等を確認した場合、P C B 特別措置法では、有償・無償を問わずP C B 廃棄物の譲り渡し、譲り受けを原則禁止しています（法第17条）。そのため、電気設備工事に伴って生じたP C B 廃棄物は、電気設備の所有者のものであり、その工事を請け負った電気設備業者が保管事業者となることはできない為、処分に関して酒々井町の負担という認識でよろしいでしょうか。	貴社、認識のとおり、PCB含有機材等が確認できた場合の処分費については、酒々井町の負担となります。
2	実施要領	15	1 4. LED 照明灯の灯具仕様 ②灯具交換の場合 ア 灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を行うとありますが、LED化の際、既設ポールと形状が合わない場合アダプタが必要になりますが、アダプタは発注者の負担という認識でよろしいでしょうか。受注者の負担であれば、数量をご提示お願いします。	アダプタの設置については、契約後にその都度受注者との協議となります。
3	実施要領	14	1 4. (1) ⑧ 7月18日に開示される情報には、既存器具にルーバーが設置されている情報が記載されているという認識でよろしいでしょうか。	過年度調査では、ルーバーが設置されている照明灯は確認できていないため、配布資料に記載はありません。 なお、道路照明灯台帳システムではルーバーの設置の有無について記入ができる仕様となっています。
4	実施要領	4	貴町へ移管され、本事業の維持管理対象になるものは、すべてLED照明という解釈でよろしいでしょうか。 その場合の想定台数は、3. (4). ②の事業期間50灯という認識でよろしいでしょうか。	貴社、認識のとおり、すべてLED照明灯であり、事業期間中に移管を受ける照明灯は50灯を想定しています。
5	実施要領	4	3. (7). ⑤ 陳情を受け、ルーバー設置が必要となった際に、設置費用は都度協議が可能という認識でよろしいでしょうか。 都度ではない場合は、想定される台数をお示しいただけますでしょうか。	ルーバーの設置については、契約後にその都度受注者との協議となります。

6	実施要領	4	3.(7).② LED化されている照明灯は、LED更新は行わないが、システムへの登録と維持管理が事業対象という認識でよろしいでしょうか。 その台数は、3.(1)①記載事項から、LED化更新が686灯、LED化済みでシステム登録とその後の維持管理対象が629灯という認識でよろしいでしょうか。	貴社、認識のとおり、LED化の更新が686灯、維持管理対象が629灯となります。
7	実施要領	4	3.(7).②・3.(10) 既にLED化済みのものの維持管理業務範囲は、不点灯の通報を受け現地を確認し報告をするまでという認識でよろしいでしょうか。 もしも交換業務を含む場合は、本事業10年間での経年劣化・交換必要数を正確に算出するため、維持管理対象となるLED化済みの照明の設置年数をご教示願います。例えば、設置から既に9年経過したものは、事業期間中に19年を迎えるため、期間内での故障リスクが非常に高くなり、交換費用を見込む必要があるためです。	本業務で見込んでいる維持管理の範囲については、不点灯の通報を受け現地を確認し、報告をするまでとなります。
8	実施要領	10	11.(3) →削減保障について、計算方法はオプションA方式に基づき、削減量・金額を算出する手法でよろしいでしょうか。 また、電気料金単価の変動による削減額が満たさない場合は、事業者の責にはならないとの認識でよろしいでしょうか。	国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 設備・環境課「官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル」に記載の、オプションA方式で算出願います。 また、光熱費単価の変動により削減額が満たない場合は、事業者の責にはなりません。
9	その他		LED化対象照明機器の、電気料金単価もしくは電気料金契約をご教示ください。	7月7日（月）から7月11日（金）までの期間に参加申込のあった事業者から随時配布することとします。
10	その他		C02削減量を計算するため、1日当たりの点灯時間をお示しいただけますでしょうか。	C02削減量の計算については、照明灯の点灯時間を1日あたり10.96時間（年間4,000時間）として算出願います。
11	その他		現在の契約先は、東京電力と解釈して宜しいでしょうか。	貴社、認識のとおり、町の電力契約先は東京電力エナジーパートナー株式会社となります。
12	実施要領	9	10.(6) 配布資料について、既存道路照明灯の種類及び灯数の資料を事前に質問書を提出した事業者に送付していただくことを要望いたします。事業全体のコストを把握するために必要と考えます。7月18日の配布では、本事業に参加するか社内調整及び判断が大変遅くなると考えます。	7月7日（月）から7月11日（金）までの期間に参加申込のあった事業者から随時配布することとします。